

議案第 7 5 号

海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の
一部改正について

海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、
地域密着型通所介護等の基本方針を定めたいため

海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例

海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例（平成２５年
条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第６条の次に次の２条を加える。

（地域密着型通所介護の基本方針）

第６条の２ 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（指定療養通所介護の基本方針）

第６条の３ 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

２ 指定療養通所介護の事業を行う者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正１１年法律第７０号）第８８条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）等との密接な連携に努めなければならない。

第９条中「第８条第１９項」を「第８条第２０項」に改める。

第１０条第１項中「第８条第２０項」を「第８条第２１項」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「第 8 条第 2 1 項」を「第 8 条第 2 2 項」に改める。

第 1 2 条中「第 1 7 条の 1 0」を「第 1 7 条の 1 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。